

# 協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2  
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294  
http://www.jja.or.jp/ Eメール info@jja.or.jp

平成28年 秋号

## HEADLINE

### ◆学習塾のアルバイト環境整備に新提案！

平成27年12月24日、厚生労働省及び文部科学省から当協会に交付された「学生アルバイトの労働条件の確保について」と題する要請文の主旨は労働基準関係法令の遵守にあります。本項では、学生アルバイトの労働条件確保をめぐる学習塾業界での課題、監督省庁の動向、学習塾事業者の新たな取り組みのご提案などについて6ページにわたってご紹介します。



10月16日に開催した塾の日シンポジウム2016四日市大会

### ◆その他の項目

- 塾の日シンポジウム会長挨拶 ●教育再生実行会議第9次提言に関する要望書
- JJAインフォメーション 消費税転嫁対策特別措置法違反に関する勧告／ご入会の案内

# 塾の日、四日市にて

平成28年10月16日

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

本日は、お忙しい中を塾の日シンポジウム2016 四日市大会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、塾の日シンポジウム開催のためにご尽力いただきました皆様には、厚く感謝申し上げます。会長の安藤でございます。ひとことご挨拶を申し上げます。



本日の塾の日シンポジウムには、多くのご来賓の皆様にご臨席を賜うことができました。また、この日のために遠くからお越しいただきました受賞者の皆様と保護者様には厚く御礼申し上げます。学習塾団体としてたいへん光栄でありますとともに、学習塾が社会に対して担う責任の大きさを強く感じております。

さて、平成25年4月に当協会が公益社団法人に移行してから、はや3年半が経過としております。そのとき、私ども協会は新しい2つのミッションとして「学習塾が民間の学力向上を推進する資源であること」と「学習塾が成熟した産業としてコンプライアンスを重視した高い品質を確保すること」を標榜してスタートいたしました。いままさにその真価が問われる風が吹いていると思っております。

いま大きな社会問題となっていることに「子供の貧困」が挙げられます。この現実には私ども協会はひとつめのミッションである「民間の学力向上を推進する資源」をもって、求められるニーズに応えることができると確信しております。

平成28年4月27日、政府主催の「子供の未来応援国民大会」に参加させていただいた折に、『私たちは子供の貧困を救う支援として、私たちがなりわいとし、その得意とするところの「学び」の分野での支援についてご協力できると考えております。』と発表いたしました。

当協会をはじめとした民間教育事業者団体からも子供の未来応援国民運動への協力を積極的に呼びかけ、今後も多くの支援提供を実現したいと



思います。

また、私たち協会はすでに6年前から、地方自治体から要請を受けて、勉強する意欲と力があっても家庭の事情などで塾などに通っていない小中学生の学習支援をスタートしております。現在、この動きは確実に広がりを見せております。

私ども協会はより多くの民間教育事業者団体と連携しながら、こうした「学び」の分野でできるかぎり公益性の高い事業を推進していきたいと考えております。



次に、2つめのミッション「学習塾が成熟した産業としてコンプライアンスを重視した高い品質を確保すること」も大きなテーマです。

たとえば、いま、私ども協会が積極的かつ意欲的に取り組もうとしているのが、学習塾における労働環境の健全性の確保です。

近年、学習塾には比較的多くの非正規労働者がアルバイトとして従事しており、事業者は関係法令を遵守し、アルバイトについて適正な労働条件を確保することが必要とされています。

一方、求職者からすれば、勤務する事業者が労働契約の締結の際の労働条件の明示、休憩時間に関する十分な情報提供、勤務シフトの設定に関する配慮を行っていることは、就職先を選択するにあたり非常に重要な要素になっています。

このため、協会では求職者などが安心して仕事ができる環境を整備するため、厚生労働省及び文部科学省が示した学生アルバイトの労働条件に関する共通課題をまとめた自主点検表に沿って認証基準を策定するなど安心塾バイト認証を実施するための準備を進めています。

私ども協会がこうした機会を提供し、学習塾がコンプライアンスを重視した多様な取り組みを行うことで、講師の安心安全が守られ、人材不足が改善され、結果として生徒・保護者様に対してより良質なサービスが提供できる。このような「善のスパイラル」が広がることを推し進めていこうと思っております。

私たちはこうした使命と責任を認識しつつ、民間教育の一翼として今後も社会のお役にたてるよう謙虚に確実に皆様とともに進んで参りたいと存じます。

皆さまのご指導ご鞭撻、そしてご理解ご支援のほどなにとぞよろしくお願い申し上げます。結びに、ご臨席の皆様のご多幸とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

本日は、誠にありがとうございます。

※塾の日シンポジウム2016四日市大会の様子は次号お伝えする予定です。

# 塾のアルバイト環境整備に新提案！

**学生アルバイト講師の労務管理問題に関して、厚生労働省等が「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」を公表——学習塾が取り組むべき行動基準『安心塾バイト認証マーク』を提案します！**

平成27年12月24日、厚生労働省及び文部科学省から当協会に「学生アルバイトの労働条件の確保について」の題する要請文を交付されました。主な要請内容は、次の2点です。

- ①労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与などの労働基準関係法令を遵守すること
- ②学生の本分である学業とアルバイトの適切な両立のためのシフト設定などの課題へ配慮すること

こうした要請は学習塾だけでなく、スーパーマーケット業、飲食業、外食産業ひいては経団連にまで及びました。

また、要請文の中に次のような一文があります。

一部の学習塾においては、労働条件の明示が適切になされていないことに加え、引き続き、講師が授業以外の時間に行った質問対応や報告書の作成等に要した時間が労働時間として適正に把握されず、これらの時間に対する賃金が支払われていないなどの事案が認められたところでは。

こうした要請の背景には、労働基準関係法令の遵守があります。報道によりブラックバイトという言葉が耳にすることもあります。本項では、学生アルバイトの労働条件確保をめぐる学習塾業界での課題、監督省庁の動向、学習塾事業者の新たな取り組みのご提案など



についてお話ししたいと思います。

## 1. 業界の課題

現在の学習塾業界の課題として、講師の労務管理問題とアルバイト講師不足問題を挙げることができます。

1つ目の労務管理問題は、例えば、インターネットで、「塾講師アルバイト」と検索すると、ブラックと書かれてあったり、比較的ネガティブなサイトやブログが表示されることがあります。先生方もご覧いただいたことがあるのではないのでしょうか。

では、この「ブラック」というのは、果たして、何に対して「ブラック」と言っているのでしょうか。

それは、アルバイト講師の方の労務管理に対してであります。具体的には、片付けや報告書の作成(会議、授業時間以外の質問対応)に掛かった時間に給与が支払われていないといった点が特に問題視されております。厚生労働省から当協会にあった要請文の中でもこの点は明確に指摘されておりました。準備、片



## 労務管理問題

## アルバイト講師不足問題

- 教室運営への負担
- 採用コストの上昇
- 授業のクオリティの低下

付けに関しては非常に重要な項目になるので、後ほどまた触れさせていただきます。

2つ目のアルバイト講師不足の問題ですが、要因は2点考えられます。

先ほど申し上げましたイメージ低下による求職者の減少に加え、昨今の求人倍率の上昇も要因の1つと言えます。ここでいう求人倍率

とはハローワークに登録されてある数字から算出されたものなので、正社員も含まれます。

求人倍率に関しては、2008年9月にリーマンショックが起き、翌年の2009年は0.5倍くらいでした。10人の求職者に対して5社の求人があるという状況でした。ただ、2009年からずっと右肩上がり、2013年に1倍を超え、今は1.37倍くらいです。10人に対して13.4社の求人があるということで、パートのみに限ると、さらに高く1.74倍です。ちなみに、今申し上げた数字というのはここ20年で最も高く、現在は、人手不足の時代だと言えます。そういった背景から、募集してもなかなか応募が来ない、採用しても、他にもたくさん仕事があるので、長続きしないといったケースも見られます。これは塾業界に限った話ではありません。

そして、アルバイトの講師不足の問題はこれだけにとどまらず、次の3点の問題にも繋がってきます。

①教室運営への負担――。

当然のことですが、生徒が増えたとしても教える先生がいなければ教室は運営できません。

②採用コストの上昇――。

現状のコストで採用できないとなると、当然採用するためには、基本時給を上げたり、求人広告の追加など、今以上に費用が必要が生じてきます。

③授業のクオリティの低下――。

学習塾としてはこの点が非常に重要になるのですが、講師不足や採用しても長続きしないとなると、未熟な先生が増える一方となり、生徒に提供する授業のクオリティが安定しなくなるおそれが出てきます。それが、塾の評判、生徒募集などにも悪影響が出てくる可能性もあると思います。このように、アルバイト講師の先生とは学習塾(特に個別指導塾)にとっては生命線であると言えるのではないのでしょうか。

## 2. 監督省庁の動き

では、次にこういった状況に対して政府はどのような対応を取ってきたかを見てみます。まず、2015年3月に厚生労働省から学習塾業界に対して労働条件確保の要請がありました。指摘された内容としては①会議、授業以外の質問対応、報告書の作成が労働時間に含まれていなかった(労基法24条(賃金支払い)違反)ことや②割増賃金の未払い(労基法37条)などの項目です。

そして、同年8月、厚生労働省が「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」を行いました。こちら6000名くらいの大学生を

### 監督省庁の対応

2015年3月 学習塾業界に対して労働条件確保の要請



2015年8月 大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査



2015年12月 厚生労働省と文部科学省の連名による自主点検の要請

中心に行ったアンケートで、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

調査結果では、最も勤務経験者が多かったのはコンビニエンスストアで全体の15.5%でした。そして2番目に多かったのが個別指導塾で全体の14.5%でした。学習塾全体ではなく、個別指導塾のみでのランクインです。さらに、集団指導塾を合わせると21.4%になります。家庭教師を含めると30%近くまで数字が上がります。

つまり、学習塾業界というのは、学生アルバイトの方々にとっては非常に社会的影響力の大きな業界であると言えます。

また、気になる質問への回答なのですが、先ほどの、準備や片付けの時間に賃金が支払われていなかったという法令違反のおそれがある回答が全業種で13.6%だったにも拘わらず、学習塾限定で見ると、なんと34.1%と非常に高かったです。

つまり、学習塾業界は他の業種と比較して、業務の性質上ということもありますが、準備

や片付けに対する給与の支払いがきちんとして行われていない可能性が高いと言えます。

こういった結果を受けて、2015年12月には厚生労働省が、単独ではなく文部科学省との連名の形で学習塾業界に自主点検の要請を行いました。具体的に「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」を策定したのです。これは事業者にとって大きな示唆であり、明確な行動基準になりました。

この連名ということが非常に大きなポイントで、連名でこういった要請が出されるのは、かなりレアケースで、事の重大さを物語っております。

### 3. 自主点検表の主な内容

では次に、自主点検表の内容を見ていきたいと思えます。

全部で21項目ありまして、主に次の3つに分類されています。

## 自主点検表の主な内容

### 労働基準関係法令に違反する事項

労働条件の明示(書面での契約)

36協定の締結と届出

### 労働基準関係法令に違反するおそれがある事項

労働時間の客観的な把握(タイムカードや勤怠管理システムなど)

準備や片付け(報告書の作成含む)を労働時間としているか

### 学業とアルバイトの両立のために特に配慮が必要な事項

一方的なシフトの決定・変更

退職の拒否

労働基準関係法令に違反する事項、(労働基準関係)法令に違反するおそれがある事項、学業とアルバイトの両立のために特に配慮が必要な事項です。

いくつか代表的なものをピックアップいたしましたのでご説明いたします。

(労働基準関係)法令に違反する事項に関しては「労働条件の明示」と「36協定の締結と届出」で、労働条件の明示に関しては、口頭ではなく、きちんと書面で契約を交わしているかがポイントになります。こちらに関しては、さきほどの厚生労働省のアンケートによると、学習塾業界に限らず、全業種で見ても58.7%が書面を交付していないという調査結果もあり、守られていない可能性が非常に高い項目です。

36協定に関しては、法定労働時間以外の、時間外、休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届出を行っているか、という点が重要です。

(労働基準関係)法令に違反するおそれがある事項では「労働時間の客観的な把握」と「準備や片付け(報告書の作成含む)を労働時間としているか」ということです。

客観的な把握の方法としては、タイムカードによる打刻やウェブなどの勤怠管理システムの運用です。

授業に加え、準備や片付けの時間ということを含めると、授業給と事務給といったように時給を使い分けている塾様がほとんどかと思いますが、タイムカード1枚で管理するとなると、客観的な記録を残すという点においてはやや難しいと思っております。たとえば勤怠管理システムを使って、客観的に記録していくところが望ましいのではないかと思います。次に準備や片付けを労働時間としているか—についてですが、この項目は非常に重要です。例えば、報告書の作成に10分の給与を支払っていたとしても、実際は作成に20分、30分かかっている場合は法令違反に当たる可



性もあります。実際にあった事例としては、授業時間以外の質問対応に一律100円の賃金を支払っていたが、時給換算すると、最低賃金を下回っていたなどですが、こうした場合も法令違反にあたる可能性がでてきます。

また、都道府県で差はありますがおおむね10月より最低賃金が上がりました。東京ですと、25円上昇し、932円となっております。この辺りをきちんと守るということも当たり前ではありますが大事なことです。

まとめさせていただくと、労働時間に見合った賃金の支払いが求められているということです。

また、厚生労働省の臨検、いわゆる立ち入り調査では、アルバイトの労働時間管理が調査の対象となることが非常に多いです。そして、臨検に訪れる労働基準監督官は司法警察とも呼ばれておりまして、適当な対応をしていたら、逮捕、送検するといった権限も行使できます。

最後に、学業とアルバイトの両立のために特に配慮が必要な事項は「一方的なシフトの決定・変更」と退職の拒否で、人手不足を理由に勤務の継続を強要していないかなどでございます。

このように、学習塾業界の労働環境の整備を求める声が高まっていることもあり、この度、当協会として、安心塾バイト認証制度の策定に至りました。

現在、公益法人所管当局と手続き中ではありますが、制度はほぼできあがっておりますので、手続きが済み次第、正式にリリースいた

します。

#### 4. 安心塾バイト認証制度とは？

では、安心塾バイト認証制度についてご説明させていただきますが、まだ手続き中ということもありますので、これからお話する内容と変更となる部分も出てくるかもしれませんので、その点だけご承知おきいただければと思います。

当初は、当協会の会員様向けのサービスとさせていただきますでしたが、おそらく全事業者の方を対象にサービス展開できると推察しています。

去る9月29日に要請文を公表した厚労省監督課、文部科学省学生・留学生課を往訪し安心塾バイト認証制度をご説明させていただきました。

そして安心塾バイト認証事業の取り組みを評価していただきました。当協会の行う事業はすべて、内閣府公益認定等委員会に申請し審査・承認を受けております。安心塾バイト認証事業は、公益目的事業、つまり全事業者向けにふさわしいという方向で申請を行っているところです（10月20日現在）。

内容は、先ほどご説明させていただいた「自主点検表」に基づいた21項目の認証基準を設け、そちらに照らし合わせて、客観的に審査し、認証を付与するといった非常に簡明なものです。

また、あくまでも自主点検表の21項目に基づいた認証基準となりますので、認証を取得するということが塾の労務管理が100%法令を遵守しているとなるわけではございませんのでその点をご留意いただければと思います。

### 安心塾バイト認証制度とは？

## 自主点検表に基づいた認証基準



## 客観的審査

## 認証付与



従業者・就業希望者に対する待遇の適正化は彼らの勤労意欲の向上につながり  
その結果、学習塾を利用する子供とその保護者の利益に



## 5. 期待されるメリット

次に、安心塾バイト認証の取得により、期待されるメリットを考えてみます。

期待されるメリット——。1点目が塾講師の安定的な確保、2点目が広告宣伝上での差別化、3点目が学習塾のイメージ向上です。

1点目の塾講師の安定的な確保が一番重要な項目です。安心塾バイト認証制度の導入により、講師不足を防ぐことにつながられるのではないかと考えております。

2点目が広告宣伝上での差別化です。認証を取得した際には認証マークが付与されるので、塾講師の募集サイトや名刺、チラシなどに掲載することにより、他業種との差別化を図ることができます。

3点目の学習塾のイメージ向上についてですが、各方面からの要請が高まっている中、こういった声に真摯に応え、現状の労働環境を見直していくことが学習塾業界全体のイメージ向上に結び付くのではないかと考えています。

## 6. 認証マークの使用例

先ほど、認証を取得した際には認証マークが付与されるとお伝えしましたが、認証マークはこのようにご使用になれます。ちなみに、求人広告の割合という点ですと、現在では6割がウェブサイト、3割がフリーペーパーによる

### 認証マークの使用例



### 期待されるメリット

**塾講師の安定的な確保**

**広告宣伝上での差別化**

**学習塾のイメージ向上**

ものというデータもあるので、そういった媒体で人目に触れることが多くなると予想しております。

## 7. 認証費用

次に費用について。

1事業所、すなわち1教室当たり、審査料15,000円と認証マーク使用料3,000円で計18,000円の費用がかかります。この費用で2年間お使いいただけ、その後は2年ごとの更新となっております。また、11教室以上を運営している事業者の方の場合、審査料単価が漸減するためトータルで審査料が減額される仕組みもございます。

1教室、2年間で18,000円ですが、この金額を新たに捻出しなければいけない費用と捉えるのではなく、先ほどの認証マーク使用例でご説明したように、塾講師募集における広告宣伝費とお考えいただければと思います。

この辺りは費用の捉え方になりますが、2年間で18,000円というのは1ヶ月換算で750円です。認証マークに起因した応募があり、それが採用に繋がれば、現状の採用コスト、おそらく数万円にはなるかと思いますが、それと比較しても非常にリーズナブルな金額設定ではないかと思えます。

非常に多くの塾事業者のみなさまから事業の趣旨についてご賛同をいただいておりますの

で、業界一丸となって労働環境の整備及び、学習塾業界のイメージ向上に努めてまいりたいと思っております。

## 8. 最後に

以上、現在の学習塾業界を取り巻く環境、課題及び、現在準備中の「安心塾バイト認証制度」についてご説明させていただきました。世の中には学習塾を含め、様々な企業があります。

そして一般的には、利益を創出して会社を持続させることが求められるかと思えます。企業にとっての利益というのは、私たち人間にとって血液のようなものだと思います。なければ死んでしまう、なければつぶれてしまう。ただ、人に「何のために生きているの？」と聞いたときに「血液を作るため」と答える人はいないと思います。それは生きていくうえで必要不可欠であるけども、生きる目的ではないということです。

では、学習塾は何のためにあるのか？その存在意義や目的とはいったい何でしょうか？もちろん、ここにいらっしゃる先生方がそれ



ぞれの答えをお持ちだと思いますが、通っている生徒の成績向上だったり志望校合格だったりいたしますが、塾生とその保護者の利益を最優先に考え、そのニーズに最大限応えていくのだと思います。

そして、そのために重要となってくるのが講師の力です。特に個別指導塾ではアルバイト講師の方がメインになるかと思えます。

講師の力を引き出すために講師のみなさまの善意に頼ってきた部分も少なからずあったとすれば、これを機会に安心塾バイト認証制度の導入により、労働環境を健全化し、やりがいを持って、長く働いていただくことが、塾生とその保護者の利益（満足）につながると考えております。

## 教育再生実行会議第9次提言

# 「学習塾」表現に関する要望書提出

**当協会は他の民間教育団体13団体とともに『教育再生実行会議第9次提言の「学習塾」に関する表現についての要望書』を去る9月16日に教育再生実行会議あてに提出——その全文を掲載します！**

当協会では、平成28年5月20日に公表された教育再生実行会議第9次提言に関して、「学習塾等に行かなければ」という特定の業界・特定の職種に限定した否定的とも受け取られかねない表現について要望を申し入れる文書を他の民間教育13団体と連名で9月16日に教育再

生実行会議あてに提出いたしました。

本項では、当該要望書の全文を掲載いたします。教育再生実行会議第9次提言につきましては公表されておりますので、あわせてご覧ください。

平成28年9月16日

教育再生実行会議  
座長 鎌田 薫 殿

## 教育再生実行会議第9次提言の「学習塾」に関する表現についての要望書

公益社団法人全国学習塾協会

※連名いただいた団体名について後掲しています。

私どもは、教育再生実行会議第9次提言の「学習塾」に関する表現について下記のように要望します。

### 1. 要望の趣旨

『教育再生実行会議第9次提言 1. 多様な個性が生かされる教育の実現 (6) 家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障』において、「家庭の経済事情にかかわらず、全ての子どもたちに対する幼児期からの教育機会の保障や、誰もが努力すれば希望する進路への道が開かれる環境を整えるため、公教育の質の向上、教育費負担の軽減等を推進していく。」という施策があり、その具体的内容として「学習塾等に行かなければ基礎学力が習得できないということにならないよう、学校での授業の質を高める」、「学習塾等に行かなければ希望する大学等へ進学できる学力が身につかないということがないよう、上述の取組を推進する」こと等が明記されています。

○参議院選挙の街頭演説等において、「貧困対策」の説明に富裕層（お金持ち）は学習塾に行けるが貧困層は行けないとも受け取られるような表現が用いられています。上記提言の表現と相まって、結果として、学習塾と学校の色分け・選別が意識的かつ無意識的に行われ、貧困対策＝学校の教育力を強化すれば学習塾は不要ではないかと、国民が理解する懸念が十分あると思料します。

○学習塾を含む民間教育事業者は、消費者のニーズにより高度に対応すべく質の向上に努力しています。消費者に受け入れられなければ淘汰の方向に向かいます。また、学習塾は学力向上だけでなく、フリースクール、放課後教室、人間教育、障害者対応など、消費者ひいては社会のニーズに寄り添いながら、変容または多様化しています。貧困問題、過疎問題に取り組む地方自治体等の要請に応じて協力を惜しまない学習塾事業者も少なくありません。

そうした現状にあって、特定の業界・特定の職種に限定した表現は、受け取る者（階層）によって学習塾全体が必要悪のようなネガティブなイメージを与える懸念があります。全国の学習塾従事者は約30万人に上り、学習塾事業者の数は約3万4千を超えていることに鑑み、教育に関する公的提言としては一定の配慮が必要であると思料します。

## 2. 要望内容

生涯教育を所管とされる文部科学省の皆様方とは、放課後の教育活動支援、土曜学習応援団、民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン、読書活動の推進など広範囲にわたって連携・協力をさせていただいており感謝しています。

ただ、今般の教育再生実行会議第9次提言という重要文書における、「学習塾等に行かなければ」という特定の業界・特定の職種に限定した否定的とも受け取られかねない表現について、下記の通り要望します。

- ・特定の業界及び職種に限定した記載に関する必要性の検証
- ・「学習塾等に行かなければ」という表現に関する誤認性の低減

文部科学省は、第2期教育振興基本計画等を踏まえ、すべての学校区で学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくにあたり、今後の土曜日の教育支援体制等の構築や、学校支援地域本部及び放課後子供教室の取り組み内容の充実に向けて検討を行い、また、中央教育審議会生涯学習分科会の下にワーキンググループを設置して、今後の教育支援体制や活動のあり方について検討されました。

その結果、平成26年6月に「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり」を公表。その中には次のようにあります。

### 民間教育事業者との連携の推進

民間教育事業者は、学習塾のほか、書道・そろばんなどの習い事や、スポーツ、音楽、語学の教室など、公的部門だけでは対応が困難な幅広い教育分野において、重要な役割を果たしており、その従事者はそれぞれの分野で高い専門性を有している場合も多い。こうした民間教育事業者のリソースを積極的に活用することは、子供たちの多様で豊かな学びを促進するとともに、子供たちが「学ぶ楽しさ」に出会い、学習意欲の向上や学習習慣の形成の支援にも大きく寄与することが期待される。

私どもは、地域社会に対する貢献等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進する役割を担っていると自認しています。

本要望書に関して、前向きに対応いただきますことをお願いいたします。

以 上

---

※正会員の皆様には教育再生実行会議第9次提言を同封いたしております。

【教育再生実行会議提言】 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/teigen.html>

### 【連名いただいた団体名(連名順)】

一般社団法人日本青少年育成協会、一般社団法人かながわ民間教育協会、NPO法人学習塾全国連合協議会、全国学習塾協同組合、東京私塾協同組合、千葉学習塾協同組合、埼玉県私塾協同

組合、神奈川県私塾協同組合、茨城県学習塾協同組合、群馬学習塾協同組合、全日本私塾教育ネットワーク、関西塾団体協議会、私塾協議会



10月15日に開催した全国塾コンソーシアム協議会 秋季連絡協議会(三重県四日市市にて)

## JJAインフォメーション



### 学習塾事業者に公正取引委員会から勧告！消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底を！

平成28年10月21日付、公正取引委員会は家庭教師派遣（学習塾）事業者に対し消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為が認められたため、勧告を行いました。同様の勧告事案は他の家庭教師派遣（学習塾）事業者によって平成26年12月にも発生しており、その時は経済産業省より当協会に対して消費税転嫁対策特別措置法の遵守に関わる周知徹底についての要請がありました。

消費税転嫁対策特別措置法では特定事業者

が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。同法律では、大規模事業者等が中小企業・小規模事業者等に対して、すでに取り決められた取引価格を後になって下げる「減額」や、通常支払われる対価よりも低く定める「買ったたき」、消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）拒否といった行為が禁止されています。

学習塾事業者のみなさまにおかれましては、消費税転嫁等に関して適切な措置を講じるべきことの確保を徹底していただきますようお願い



願ひ申し上げます。

適正な転嫁の徹底について[2016年11月1日]

<http://www.jja.or.jp/pdf/tekisei1101.pdf>

【学習塾事業者のみなさまへ】消費税の円滑かつ

## JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■**正会員** 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

会費は次の通りです。

入会金	(1)正会員		30,000円	
	(2)準会員		10,000円	
	(3)賛助会員	法人		50,000円
		学校法人		30,000円
		団体		50,000円
個人			10,000円	

<b>年会費</b>	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円
		塾生数1000名以上	60,000円
		3000名未満	
		塾生数3000名以上	120,000円
	(2)準会員 1口		12,000円
	(3)賛助会員 1口	法人	50,000円
		学校法人	36,000円
		団体	50,000円
		個人	12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2  
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294